令和8年7月27日
（毎週月曜日発行）
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
一般財団法人 大蔵財務協会
編集部 TEL 03（3829）4144
販売部 03（3829）4143
☆6628998

週刊 税のしるべ

第3708号 （昭和24年11月30日第３種郵便物認可）©税のしるべ ２０２６年

主な記事

電帳法Q＆Aを更新……２面
給付付き税額控除、詳細は未定……２面
国境越えた電子商取引の消費税Q＆A公表……３面
居住用財産譲渡の特別控除巡る判決……４面

青色申告特別控除のデジタル化要件と控除額の見直し

個人版事業承継税制にも影響、電子申告が必須に

9年から複式簿記の書面申告は対象外

令和8年度税制改正で青色申告特別控除の見直しが行われ、現行の55万円控除と65万円控除はいずれも電子申告を必須とした上で、控除額が各10万円上乗せされる。9年分以後の所得税で適用する。他方、9年からは複式簿記でも書面申告であれば、控除額は10万円となる。個人版事業承継税制（特例）の適用を受けるための要件の一つに、特例の対象となり得る特定事業用資産が先代経営者および後継者それぞれの事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されることが定められているが、同特例の対象となるのは現行で55万円控除か65万円控除、改正後は65万円控除か75万円控除に限られるので、改正後に特例の対象となるには電子申告が必須となる。

現在、青色申告特別控除は最高65万円だが、8年度税制改正により、複式簿記と電子申告を行った上で①優良な電子帳簿（訂正削除履歴の記録など）か、②請求書データ等との自動連携をしている場合は控除額を75万円、複式簿記と電子申告だけの場合は控除額を65万円とする。一方、これまでは複式簿記に加えて、①優良な電子帳簿か、②請求書データ等との自動連携、③電子申告のいずれか行っていれば65万円の控除が、複式簿記だけでも55万円の控除が受けられたが、9年からは複式簿記でも電子申告を行っていないと、控除額が10万円に下がる。

この改正は冒頭に記載したように個人版事業承継税制にも影響する。

ただ、9年分以後の所得税に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている特定事業用資産に係る贈与税および相続税に適用され、8年分以前の所得税に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている特定事業用資産に係る贈与税等については従前どおりとされている。また、特例の適用を受けた後、特定事業用資産が青色申告書の貸借対照表に計上されなくなった場合には納税猶予が取り消されることになるが、改正前にすでに特例の適用を受けている者に係る青色申告特別控除の基準は改正前の基準（複式簿記であれば書面申告でも可）となるようになる。

なお、個人版事業承継税制の適用期限は10年12月31日となっている。

改正金商法が成立

暗号資産への分離課税導入の前提

一定の暗号資産の譲渡等に係る申告分離課税の導入の前提となる金融商品取引法等の改正法が15日、参院本会議で可決、成立し、23日に公布された。同改正法は公布の日から起算して1年を超えない範囲内の政令で定める日から施行することになっている。

令和8年度税制改正法で一定の暗号資産の譲渡等への分離課税は金商法等の改正法の施行日の属する年の翌年1月1日以後に行う譲渡等について適用するとされているが、金融庁は同改正法のうち暗号資産に係る部分の施行時期を9年4月1日から9年10月1日の間となる図をホームページに掲載しており、分離課税の導入は10年1月からとなる見込みだ。

今回の金商法等の改正に伴い、暗号資産に係る規制をこれまでの資金決済法から金商法に移管し、有価証券とは異なる金融商品に位置付けた上で、利用者保護の充実を図る。具体的には、①無登録業者等への対応の強化、②情報の非対称性を解消するための情報公表規制の整備、③暗号資産交換業者（名称は暗号資産取引業者へ変更）への規制の強化、④インサイダー取引規制の創設を含む不公正取引規制の強化などとなっている。

一方、8年度税制改正では金商法の改正を前提に、暗号資産取引業者が取り扱う一定の暗号資産（特定暗号資産）の暗号資産取引業者に対する譲渡等による譲渡所得について分離課税の特例が設けられた。また、特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除制度も創設されている。

規制改革実施計画には、会社法の見直しや法人登記の代表者住所非表示措置の対象拡大及び運用改善（7月6日号4面参照）などが盛り込まれている。

骨太の方針を閣議決定

8月上旬までを目途に方針決定

飲食料品の消費税減税など

政府は21日、経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）2026、日本成長戦略、地域未来戦略（地方創生に関する総合戦略の変更）、規制改革実施計画を閣議決定した。骨太の方針では、給付付き税額控除とそのつなぎとなる飲食料品の消費税率等について、今後予定されている社会保障国民会議の中間とりまとめを踏まえ、8月上旬までを目途に、その方針を決定するとした。

骨太の方針では、税関係としてそのほかに、令和8年度税制改正において行われた予算・税制における各種基準額や閾値の見直し、租税特別措置等の見直しについて明記された。

予算・税制における各種基準額や閾値については、物価・賃金上昇や経済社会の変化を踏まえ、必要な点検・見直しを進めるとした。租税特別措置等の見直しについては、各省庁による自己点検結果を概算要求に反映し、政策効果の高い分野へ重点化するなどとした。

社会保障と税の一体改革の推進の項目では、税制改革として、デジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルールへの対応を進めるとした。

また、持続可能な地方行財政基盤の強化として、都市・地方の財政力格差及び行政サービスの地域間格差が拡大する中、令和8年度与党税制改正大綱に沿って、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組を講ずるとした。

そのほか、日本成長戦略では、8年度与党税制改正大綱に明記されたベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の措置について、今後創設する新たな国家資格保有者等による家事支援サービスや保育士・看護師等によるベビーシッター等の安全で質の高いサービスの利用促進に向け、税制措置を含む新たな支援策を検討するとした。

読みたい記事がすぐに見つかる
税のしるべ電子版
https://shirube.zaikyo.or.jp
税のしるべ電子版 検索
電子版では、本紙に掲載されていない
電子版独自の記事や速報ニュース、
電子版限定の連載などが閲覧できます。
問合せ先 一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03（3829）4141㈹
FAX 03（3829）4001
URL https://www.zaikyo.or.jp

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号（財協ビル）

令和8年版
大蔵財務協会 編
改正税法のすべて
別冊特別付録「改正事項と適用時期一覧表」
●令和8年度の国税・地方税の改正項目のすべてについて、改正の趣旨、背景等を含めて詳しく解説した実務家必携の書。「改正事項と適用時期一覧表」を別冊の特別付録として、読者の利用の便に供しました。税理士会・法人会等各種研修会でのテキストとしても最適です。
▼B5判・1140頁・定価4950円（税込）

令和8年版
成松洋一 著
資産の貸借をめぐる法人税務
―リースをめぐる貸手と借手の法人税務のすべて―
●令和6年9月の新リース会計基準の公表により、リース取引に対する会計と税務の取扱いが乖離する複雑難解な状況が生じている。本書では、貸手と借手の両面から会計上と税務上の取扱いを詳細に解説。金銭から土地までの資産の貸借をめぐる税務上の問題を、貸手と借手それぞれの立場から、細部の問題まで網羅的に解説。
▼A5判・490頁・定価4400円（税込）

令和8年版
峪 和生 編
図解 相続税・贈与税
●相続税・贈与税について民法の基礎知識から実務的基礎知識までを体系的に幅広く網羅した相続税実務の必携書。さらに、特例制度等が多岐に渡る相続税・贈与税の取扱いについて制度概要や具体的な手続までを図表・フローチャートにして掲載するとともに、路線価図や評価明細書を多用して解説。取引相場のない株式等の評価に必要となる、令和8年分の最新の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等を掲載。
▼B5判・950頁・定価3740円（税込）

令和8年版
本田哲也 編
図解 財産評価
●土地や取引相場のない株式等を中心として、基本的な事項をできるだけ分かりやすく記述し、評価の手順をフローチャートにして掲載するとともに、路線価図や評価明細書を多用して解説。取引相場のない株式等の評価に必要となる、令和8年分の最新の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等を掲載。
▼B5判・850頁・定価3630円（税込）

令和8年度版
北本高男 著
基礎から身につく財産評価
●相続税・贈与税の課税価格の計算の基礎となる財産評価について、初めて学ぶ方にもわかりやすいよう、用語解説を含めて基本的な事項から、具体的な計算例まで、よく使う事例を中心に簡潔に解説。国税庁の財産評価基本通達を基に基本的な財産の評価方法を体系的にやさしく解説。令和8年度税制改正に対応した最新版。
▼A5判・240頁・定価2200円（税込）

◆書店で品切れの節は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL03（3829）4141㈹ FAX03（3829）4001
「大蔵財務協会オフィシャルサイト」リニューアル！
https://www.zaikyo.or.jp
大蔵財務協会オフィシャルサイト

電帳法Q&Aを更新、電子取引関係は10問追加

国税庁はこのほど、電子帳簿保存法一問一答（Q&A）の電子帳簿・電子書類関係、スキャナ保存関係、電子取引関係をそれぞれ更新した。主に、令和7年度税制改正で国税庁長官が定める基準に適合するシステムを利用した上で、一定の要件を満たして送受信および保存されている場合は、その電子データについては電子取引データに関連する隠ぺい・仮装行為に重加算税を10％加重する措置の対象から除外する措置が講じられたことに対応するもの。同改正は9年1月1日以後に適用される。

対象となる例示を追加
電子取引データの保存範囲

同改正に伴って、電子取引関係のQ&Aでは、10問が追加されている。除外措置の内容を説明するものから、特定の状況における除外措置の適用の可否、除外措置の適用を受ける旨の届出書の提出期限や効力に関する質問などが並ぶ。

こうした内容以外に既存の質疑でもいくつかの変更が加えられている。電子取引関係のQ&A問1では、電子取引のデータの保存場所について、その取引情報の受領が書面で行われたとした場合またはその取引情報の送付が書面で行われ写しが作成されたとした場合に、その書面を各税法の規定により保存すべきこととなる場所に保存する必要があるとの記述が追加された。

同Q&A問2の電子取引とはどのようなものを指すか問う質疑では、例えば、売上や仕入に係る注文書や請求書、領収書等のほか、仕入以外の事業上の費用（水道光熱費や旅費交通費など）に係るものも電帳法における電子取引データの保存範囲に含まれるとする記述が追加された。

また、同Q&A問21のパソコンやプリンタを保有しておらず、スマートフォンのみで取引を行っている場合、どのように電子取引データ保存への対応をすればよいかを問う質疑では、スマホで授受した領収書等データも電子取引の取引情報に該当するため、規則第4条に規定する要件（電子取引データの保存に係る要件）を満たして保存する必要があるとの従来からの説明に、スマホの機種利用期間は電子取引データの保存期間（5～7年）よりも短い場合が多いと考えられるため、電子取引データを保存しているスマホの交換を行う場合、例えば、①交換後のスマホ等に当該電子取引データを移行して保存を行う、②当該電子取引データの保存期間中は交換前のスマホが正常に動作する状態にしておくなどの対応が必要になると考えられる。なお、①、②のいずれでも、当該電子取引データの保存期間中は規則第4条に規定する要件を満たして保存する必要がある。加えて、①による対応を行う場合、当該電子取引データの移行時にも改ざん防止措置を講じる必要があるなどの記述が追加されている。

住宅ローン減税のQ&A公表
国交省　8年度税制改正後の

国土交通省はこのほど、令和8年度税制改正後の住宅ローン減税に関するQ&Aを公表した。8年度税制改正では、省エネ性能の高い既存住宅に対する支援の拡充、床面積要件を新築住宅・既存住宅ともに40平方㍍以上に緩和（合計所得金額1000万円超の者、子育て世帯等への上乗せ措置利用者は50平方㍍以上）、建築確認が令和10年以降の省エネ基準適合住宅は適用対象外などとされた。

Q&Aでは、制度の概要、省エネ基準適合住宅・ZEH水準省エネ住宅関係、リフォームをした場合の住宅ローン減税の適用などについて102問が掲載されている。

八面鏡

祖母の家が空き家となり十数年。どうすべきか苦慮する中、大阪府寝屋川市が居住実態のない空き家の所有者に課す「空き家流通促進税（空き家税）」の条例案を可決したとの報道があり、当事者意識が一段と高まった★法定外普通税として市内全域を課税対象とする取り組みは全国初で、令和11年度の課税開始を目指す。課税対象の空き家かどうかの把握、転勤や施設への入所など、課税の対象外とする基準設定などが課題になるという★背景には、高齢化と相続などで空き家が増える一方、子育て世代の転入需要が高いという同市特有の事情があり、税を課すことで売却や賃貸による空き家の流通を促す狙いがある。同市のように転入需要が高い地域ではないが、先送りしてきた我が家の空き家問題も早めに対処したい。（M）

今後の焦点は対象者と給付額
11年度から給付付き税額控除を本格導入へ

16日に開催された社会保障国民会議の給付付き税額控除等に関する実務者会議（小野寺五典議長）の第19回会合で、給付付き税額控除を令和11年度から本格導入する方針が固まった（7月20日号1面参照）。しかし、財源のほか、具体的にどのような所得層に対して、いくら給付するのかといったことは本格導入までに結論を得るなどとして決まっておらず、今後の焦点となる。また、仮に別途検討が行われている飲食料品に係る消費税率の引下げが9年4月から2年間限定で行われた場合、11年度からの同本格導入の対象外となった人は消費税率が元に戻る分だけ負担が増すことになる。

給付付き税額控除は「所得に連動したきめ細かな給付」の形で行われる見込み。当初は、給付付き税額控除の名称どおり、税額控除と給付の組み合わせとする方向で検討がされていたが、組み合わせとすると制度が複雑化するとの指摘があり、短期的には給付への一本化が望ましいとされた。とはいえ、将来的にも給付のみと決め打ちすることなく、今後とも個人所得課税における人的控除の見直しによる税負担の変化やデジタル技術の進展に応じた事務負担も踏まえ検討を継続するとしている。

給付額については、原則として、所得に応じた給付額とする。就労促進の観点から、勤労性の所得が一定の水準に達するまで給付額を逓増させ、その後は定額とする予定。純負担率（△税・社会保険料－現金給付▽÷世帯年収）に係る日本と諸外国の差額などを参照しながら設定する。恒久財源の確保とあわせて検討するとしており、これまでのところ取りまとめに至っていない。

受給には一定の勤労性所得があり、一定の税・社会保険料負担があることが要件となる。給付の受給が始まる所得水準としては①被用者保険の適用が始まる所得約32万円超（給与収入約106万円超）、②給与所得ゼロ超となる給与収入74万円超、③雇用保険の適用が始まる給与収入約53万円超がこれまでに出た意見として示されている。また、給付が消失する水準は諸外国ではおおむね平均年収の50％前後との文言が記載されている。

なお、11年度から「本格導入」としているのは、同本格導入までのつなぎとして、飲食料品の消費税率の引下げとあわせて、消費税率をゼロまで引き下げられない分につき、一定の者を対象に同本格導入を先取りした組みとなる「所得に連動したきめ細かな給付」の実施も検討されているため（議長案として6月17日に提示された）。ただ、消費税率の引下げと先行的な「所得に連動したきめ細かな給付」を巡っては22日にも実務者会議が開催されたが、各党からの合意の取り付けが難航しており、これまでのところ取りまとめに至っていない。

暑中お見舞い申し上げます

（順不同）

日本税理士会連合会
会長　太田直樹
〒141-0032
東京都品川区大崎一―十一―八
日本税理士会館八階
電話　〇三―五四三五―〇九三一
FAX　〇三―五四三五―〇九四一

全国間税会総連合会
会長　迫本淳一
〒103-0007
東京都中央区日本橋浜町一―一―一
日本橋村松ビル五階
電話　〇三―五八一九―三九〇一
FAX　〇三―五八一九―三九〇二

全国納税貯蓄組合連合会
会長　藤波一博
〒101-0041
東京都千代田区神田須田町一―十四
AKビル
電話　〇三―三二五四―一〇四五
FAX　〇三―三二五四―一九九四

一般社団法人　東京法人会連合会
会長　斎藤保
〒160-0002
東京都新宿区四谷坂町五番六号
全法連会館三階
TEL　〇三―三三五七―〇七七一
FAX　〇三―三三五七―〇七七二

一般社団法人　神奈川県法人会連合会
会長　高橋伸昌
〒231-0005
神奈川県横浜市中区本町二―十四
大同生命横浜ビル八階
電話　〇四五―二〇一―二一七五
FAX　〇四五―二一二―二六五九

特定少額資産の譲渡は国内事業者も申告等が必要

国境を越えた電子商取引に係る消費税のQ&A公表

1万円以下を課税対象に

通信販売で国内以外から国内に発送

国税庁は15日、国境を越えた電子商取引に係る消費税の課税関係のページを更新した。令和8年度税制改正により、10年4月1日以後に通信販売の方法により行われる資産の譲渡について、消費税の課税関係が見直される。同ページでは、制度の概要のほか、国境を越えた電子商取引に係る消費税の課税関係に関するリーフレットとQ&Aが掲載されている。少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直しにおいて、「特定少額資産の譲渡」を行う事業者は、国内事業者であるか国外事業者であるかに関係なく、消費税の申告・納税が必要となる。

少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直しでは、事業者が通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送する資産の譲渡で、一の資産について対価の額が1万円（税抜き）以下の資産の譲渡（特定少額資産の譲渡）については、国内において行われた資産の譲渡として消費税の課税対象とされた。特定少額資産の譲渡を行う事業者は、国内事業者であるか国外事業者であるかに関係なく、消費税の申告・納税を行う必要がある（消費税の免税事業者を除く）。

特定少額資産販売事業者の登録制度も創設された。特定少額資産の譲渡を行い、または行おうとする事業者であって、当該特定少額資産の譲渡に係る課税貨物について他の者に保税地域からの引取りを行わせようとする事業者は、税務署長の登録を受けることができる。この登録を受けた事業者を特定少額資産販売事業者という。なお、この登録を受けるか否かは事業者の任意となる。

保税地域から引き取られる貨物のうち、その課税貨物が特定少額資産販売事業者の行う特定少額資産の譲渡に係るものとして証明されたものである場合、輸入者は保税地域からの引取りに係る消費税が免除される。

この登録に係る申請書の様式は準備中で、提出は9年10月1日からとなっている。

特定少額資産の譲渡における課税関係のとおり。

例えば、自社の通販サイトで国外から国内向けに商品の販売で、保税地域から引き取られる課税貨物のうち、特定少額資産の譲渡に係るものは、免税対象外物品（革製品、編物類等）である場合や引取り時の課税価格の合計額が1万円を超えた場合も含めて、その引取り時の消費税が免除されることになる。特定少額資産販売事業者の登録番号を記載しなかった場合は、引取り時の課税価格の合計額が1万円以下であっても、免税対象外物品に該当すれば、引取り時にも消費税が課されることになる。Q&Aでは、購入者から、引取り時にも消費税が課税されたという連絡を受けた場合の対応が示されている。

Q&Aではそのほかに、通信販売の方法、一の資産の対価の額の範囲などについて説明している。

また、リーフレットやQ&Aでは、8年度税制改正によるプラットフォーム課税についても説明している。

特定少額資産の譲渡における課税関係

販売事業者の納税義務	特定少額資産販売事業者の登録	場面	納税義務者	関税課税価格1万円以下の貨物	
				免税対象物品	免税対象外物品
課税事業者	有	販売時	販売時業者	課税	課税
		引取時	課税貨物の引取者	免税（消法8の2、輸徴法13①一）	免税（消法8の2）
課税事業者	無	販売時	販売時業者	課税	課税※税額控除可（消法40）
		引取時	課税貨物の引取者	免税（輸徴法13①一）	課税
免税事業者	無	販売時	—	—（納税義務なし）	—（納税義務なし）
		引取時	課税貨物の引取者	免税（輸徴法13①一）	課税

財務省・国税庁異動

大臣官房秘書課課長補佐兼大臣官房秘書課人事調整室長（主税局税制第二課課長補佐兼主税局税制第二課企画調整室長）　和田　康宏（21日）

税務大学校長（仙台国税局長）　谷口　眞司

仙台国税局長（国税庁長官官房総務課長）　河口　健児

国税庁長官官房人事課長（国税庁長官官房人事課）　漆畑　有浩

国税庁長官官房人事課長（東京国税局総務部長）　佐藤栄一郎

東京国税局総務部長（財務省大臣官房参事官〈国際局開発政策課担当〉）　小田原卓也

財務省出向〈理財局国庫課長〉（国税庁課税部酒税課長）　江崎　崇

国税庁課税部酒税課長（財務省大臣官房付〈内閣官房内閣参事官〈内閣人事局〉〉）　高松　忠介

財務省出向〈理財局国債業務課長〉（国税庁調査査察部査察課長）　藤野　武広

国税庁調査査察部査察課長（財務省大臣官房文書課広報室長〈兼財務省大臣官房文書課広報企画調整官〉）　和田　弘之

財務省出向〈大臣官房付〉（東京国税局査察部長）　谷口　逸生

東京国税局査察部長（財務省主計局総務課課長補佐）　山下　直樹

財務省出向〈大臣官房文書課課長補佐〉（国税庁長官官房総務課課長補佐）　野路　允

国税庁長官官房国際業務課課長補佐（財務省主税局参事官〈総括担当〉）　冨田まゆみ

財務省出向〈大臣官房付〉（国税庁長官官房人事課課長補佐）　出口　文哲

国税庁長官官房人事課課長補佐（財務省大臣官房付）　宮田　杏奈

財務省出向〈大臣官房文書課課長補佐〉（国税庁長官官房国際業務課課長補佐）　橘高　秀

国税庁長官官房国際業務課課長補佐（財務省主税局税制第一課主税企画官）　渡辺　政顕

主計局主計官〈文部科学係担当〉（主税局税制第三課長）　佐藤　隆夫

大臣官房企画官兼主税局総務課（国際局調査課投資企画審査室長）　恵﨑　恵

主税局調査課長（国際局国際機構課長）　池田洋一郎

主税局調査課長補佐（主税局調査課課長補佐）　古村　典洋

主税局参事官付国際租税総合調整官（主税局調査課長）　仲　信祐

内閣法制局出向〈参事官〈第三部〉〉（主税局税制第三課課長補佐）　田中　透

復興庁出向〈統括官付参事官〉（主税局参事官付国際租税総合調整官）　宇多村哲也

【辞職】

（大臣官房付）　山根英一郎

（金融庁企画市場局市場課課長補佐）　染川　貴志

主税局税制第一課課長補佐（主計局主計官補佐〈公共事業総括第一係、国土交通第一係〉）　石丸　直

主税局税制第一課主税企画官（大臣官房企画官兼主税局総務課）　谷　雅彰

主税局税制第三課長（国際局調査課長）　春木　哲洋

主税局税制第三課課長補佐（財務省大臣官房企画官（国税庁長官官房人事課課長補佐）　若杉　拓門

主税局調査課課長補佐（財務省主税局総務課課長補佐）　栗田　大地

暑中お見舞い申し上げます

（順不同）

東京税理士会
会長　加藤　眞司
〒151-8568
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目十番六号
東京税理士会館
電話　〇三-三三五六-四四六一
FAX　〇三-三三五六-四四六九

東京地方税理士会
会長　木島　裕子
〒220-0022
神奈川県横浜市西区花咲町四-一〇六
税理士会館七階
電話　〇四五-二四三-〇五一一
FAX　〇四五-二四三-〇五一八

関東信越税理士会
会長　大山　博之
〒330-0842
埼玉県さいたま市大宮区浅間町二-七
電話　〇四八-六四三-一六六一
FAX　〇四八-六四三-一四七五

千葉県税理士会
会長　茂木　浩
〒260-0024
千葉県千葉市中央区中央港一-十六-十二
千葉県税理士会館三階
電話　〇四三-二四三-一二〇一
FAX　〇四三-二四八-一九五一

近畿税理士会
会長　石原　健次
〒540-0012
大阪府大阪市中央区谷町一-五-四
電話　〇六-六九四一-六八八六
FAX　〇六-六九四二-二一八二
https://www.kinzei.or.jp

居住用財産を譲渡した場合の3000万円特別控除の特例を巡る地裁判決

生活の拠点と認めず、処分は適法

水道や電気使用量、市内のATM利用回数等から判断

納税者が所有していた土地家屋の譲渡所得について、居住用財産を譲渡した場合の3000万円の特別控除の特例を適用して所得税等の確定申告をしたところ、課税庁が居住用財産に当たらないため、同特例の対象にはならないとして更正処分等を行った。これに対し、納税者が処分の取消しを求めていた事案で、東京地裁（篠田賢治裁判長）は15日、同家屋における水道や電気使用量、同家屋のあった市内でのATMの利用回数などから、判定時において真に居住の意思をもって客観的にもある程度の期間継続して、同家屋を生活の拠点としていたと認められないとして、処分は適法だったとした。

納税者は沖縄県石垣市内にある本件土地上の家屋に居住していたが、平成22年に旧家屋を建て替えることになり、一時的に同市内にあるアパートに転居し、22年10月に新築した本件家屋の引渡しを受けて本件家屋での居住を開始した。その後、二女が所有する那覇市内のマンションに転居した（この転居時期に争いがある）。

本件家屋等の所有権登記の名義人は納税者であったところ、その土地につき21年8月の信託を、その家屋につき22年8月の信託を原因として、26年11月26日付けで、それぞれ納税者から二女への所有権移転登記がされた。各信託に係る委託者および受益者は納税者、受託者は二女で、各信託は信託財産である本件家屋等の管理方法として、第三者への賃貸やその裁量による換価処分をすることができるとされていた。

二女は受託者として令和2年3月、法人との間で本件家屋等を3800万円で売却する旨の売買契約を締結し、本件家屋等の所有権は同年7月に二女から同法人に移転した。

その後、納税者は2年分の所得税等につき、確定申告書等を提出して本件譲渡による分離課税の長期譲渡所得の金額（1821万3082円）から本件特例に係る控除金額を控除し、納付すべき税額を0円として確定申告をした。

これに対し、課税庁が4年12月に本件家屋が平成29年1月1日（本件譲渡の3年前の1月1日）以降に納税者の居住の用に供されていた家屋とは認められないため、本件特例に係る控除金額を控除できないとする更正処分等を行ったため、争いとなった。

主な争点は本件家屋が29年1月1日時点で同特例に規定する居住用家屋に該当するか否か。納税者側は少なくとも29年1月1日までの間、納税者の居住の用に供されていたと主張した。

しかし、地裁は本件家屋と納税者が後に転居した二女所有のマンションでの水道、電気の使用量ならびに納税者名義の銀行口座係るATMの石垣市内と那覇市内での出金回数を比べると、納税者は23年ごろから同マンションで生活するようになったと認められ、さらに24年6月に住民登録を同マンションの所在地に移していることから、24年6月からは主観的にも、客観的にもある程度の期間継続して、本件家屋を生活の拠点としていたとは認められず、本件家屋は同日時点で同特例に規定する居住用家屋に該当しないとした。

利用促進に関する調査結果を公表

成年後見制度

総務省は21日、成年後見制度の利用促進に関する調査結果を公表した。

同調査結果では、①制度の利用ニーズを把握する必要性を感じているものの、実際には把握していない市区町村が多数あること、②利用が想定される者を中核機関へつなぐとする相談支援機関の役割が十分に果たせていないこと、③市区町村と家庭裁判所の連携が十分に進んでいないことなどが確認されたとした。

そこで、厚生労働省に対し、①市区町村が利用ニーズを適切に把握できるよう、アンケート調査票の例などを示すこと、②相談支援機関が利用者の個別のニーズを的確に把握し、中核機関につなぐことができるよう、研修の充実やつなぐ基準の作成など支援を強化すること、③市区町村と家庭裁判所が意見交換できる機会を設けるよう促すことなどを要請したとしている。

公開研究討論会 10月16日に開催

日税連、近畿・北陸税理士会

日本税理士会連合会、近畿税理士会および北陸税理士会は10月16日、神戸市内のANAクラウンプラザホテル神戸で、第52回日税連公開研究討論会を開催する。

第1部では北陸会が「税理士の持続可能性と地方創生―創業と事業承継を中心に」、第2部では近畿会が「われわれは租税回避とどう向き合うべきか」をテーマに討論する。

会場参加は6000円、ライブ配信は無料。

公開研究討論会は、税理士による研究成果の発表、討論の過程を通じて、税制・税務行政および税理士業務の改善・進歩、税理士の資質の向上を図り、日税連が行う研修事業に資することを目的として実施しているもの。

人材確保に向け受験資格要件緩和を要望

日税連 税理士法改正要望書を機関決定

日本税理士会連合会（太田直樹会長）はこのほど、「税理士法に関する改正要望書」を機関決定した。税理士を取り巻く環境が劇的に変化する現状においては、随時の改正をも視野に入れて検討を深める必要があるとして、今回は次世代を担う人材の確保、税理士の専門性のさらなる深化と業務の高度化などの観点から要望している。

次世代を担う人材の確保としては具体的に、令和4年税理士法改正における受験資格要件緩和の効果をより確かなものとするため、簿記論または財務諸表論のいずれか1科目に合格した者に税法科目の受験資格を付与すべきとしている。

税理士の専門性のさらなる深化と業務の高度化のため、税理士法第3条に規定する「税理士となる資格を有する者」について、納税義務の適正な実現を図るうえで必要な租税法、インボイス制度、電子帳簿保存法その他DXやAIの活用に関する事項、税理士法および税理士の職業倫理等に関する基礎的な知識の習得を担保するため、登録前において必要最低限の研修を受講することとすべきであるとしている。

さらに、持続可能な会務運営の確立のため、社会経済状況の変化に伴い、税理士会支部の事務が複雑化し、事務量も増大していることから、支部運営の合理化を図る必要があるとして、支部統合の要件を見直すべきであると要望している。

任意後見、税理士法人の解散事由などについても要望を掲げる。

「会計」テーマの自由研究コンテンツ公開

日本公認会計士協会 小中学生向けに制作

日本公認会計士協会（南成人会長）とキッズネットを運営する朝日学研シンクエストがこのほど、「会計」をテーマにした小中学生向け自由研究コンテンツ３点を制作・公開した。

同協会では、「『会計』と聞くと難しく感じるかもしれませんが、お金の流れを捉え、判断する力は、子どもたちが生きていく上で欠かせません。本コンテンツは、子どもたちが社会の仕組みを学び、自分で考えて行動する力を育むきっかけとしてご活用いただけます。また、『公認会計士』という職業にも触れており、学校現場で重視される『探究学習』にも活用できる内容となっています」としている。

自由研究コンテンツ３点を紹介する「会計のチカラが身につく自由研究」特集ページを、キッズネット「夏休み自由研究プロジェクト」サイト内に公開、夏休みの宿題や家庭での学びにご活用くださいと呼び掛けている。

暑中お見舞い申し上げます

(順不同)

北海道税理士会
会長 須藤 寿
〒064-8639
北海道札幌市中央区北三条西二〇丁目二番二八号
電話 〇一一-六二一-七一〇一
FAX 〇一一-六四二-〇四七六

東北税理士会
会長 髙澤 圭一
〒984-0051
仙台市若林区新寺一-七-四一
電話 〇二二-二九三-〇五〇三
FAX 〇二二-二九三-六七三一

名古屋税理士会
会長 尾崎 秀明
〒464-0841
愛知県名古屋市千種区覚王山通八-十四 税理士会ビル四階
電話 〇五二-七五二-七七一一
FAX 〇五二-七五二-五〇五五

東海税理士会
会長 片山 泰宏
〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南二-十四-十九 住友生命名古屋ビル二三階
電話 〇五二-五八一-七五〇八
FAX 〇五二-五六一-二八六六

北陸税理士会
会長 瀬戸 順一
〒920-0022
石川県金沢市北安江三-四-六
電話 〇七六-二二三-一八四一
FAX 〇七六-二二三-一八七三

続 傍流の正論 税相を斬る 100

■弁護士・税理士　品川　芳宣

重加の論点⑦　「隠蔽仮装行為」との関係

前回、「偽りその他不正の行為」との関係を論じてきたが、もっと紛らわしい問題は、国税通則法以外の規定で、「隠蔽仮装」の用語を用いて制裁的措置を設けていることである。例えば、所得税法及び法人税法は、古くから青色申告の承認の取消しの一事由として「帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装し……」（所法150①三等）と定めている。

また、相続税法19条の2第5項は、配偶者に対する相続税額の軽減につき、「隠蔽仮装行為に基づき、第27条の規定による申告書を提出しており、又はこれを提出していなかった場合」には、当該軽減を制限するとし、同条6項は、「前項の「隠蔽仮装行為」とは、相続又は遺贈により財産を取得した者が行う行為で当該財産を取得した者に係る相続税の課税価格の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、仮装することをいう。」と定めている。

もっとも、このような各税法で用いられてきた「隠蔽仮装行為」の解釈・適用については、重加算税の賦課と同時に行われる場合や適用事例が少なかった場合もあり、重加算税の賦課要件である「隠蔽し、仮装し」との異同がさほど問題になることもなかった。

ところが、令和4年度税制改正において、所得税法及び法人税法は、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出した場合等には、原則として、全経費について必要経費又は損金の額に算入しないことにした。これは、所得金額課税でなく収入金額課税ということになるので、場合によっては、重加算税によりも一層厳しい租税制裁ということになる。

すなわち、所得税法45条3項は、「〈略〉隠蔽仮装行為（その所得の金額又は所得税の額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装することをいう。）に基づき確定申告書（〈略〉）を提出していなかった場合には、〈略〉これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額（〈略〉）及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額（〈略〉）は、〈略〉必要経費に算入しない。ただし、次に掲げる場合に該当する当該売上原価の額又は費用の額については、この限りでない。」と定めている。

そして、必要経費に算入される売上原価等については、備付けの帳簿書類で明らかにされているもの、税務署長の調査において認められたものを限定的に定めている。

このような簿外経費等の必要経費（損金）不算入措置を設けた背景には、税務調査の際に納税者が主張する簿外経費の存否の確認調査に多大な事務量を要するから、その弊害を除去する必要があるようである。しかし、簿外経費の確認調査などは除外売上の確認よりも比較的容易のはずであるが、平成23年国税通則法改正により調査能力の低下がそこまできているのかという慨嘆の思いはある。

ともあれ、所得税法45条3項が定める「隠蔽仮装行為」を国税通則法68条が定める「隠蔽し、仮装し」と同義に解せば、納税者側がその存在を帳簿等において明らかにしていない経費は全て必要経費（損金）不算入ということになり、かつ、重加算税が課せられることになる。そうなると、納税者側に対し、本税の加重負担と重加算税の負担を二重に課すことになるが、同じ行政制裁の中で租税制裁のあり方として問題があるように考えられる。

他方、両者を同義に解さなければ、前述のような租税制裁は片方で済むことも考えられるが、それは租税法の文理解釈において極めて困難であると考えられる。また、このような簿外経費の必要経費（損金）不算入の措置を講じなくとも、推計課税の規定を適切に適用することや、経費の存在の立証責任を納税者側に負わす等の手段もあったはずである。

このような中で、今後、国税当局がこの規定をどのように適用していくのか、学説、判例の解釈論がどうなるのか、注視していく必要がある。

不良債権に係る税務上の取扱いの再確認　4

■税理士　東辻　淳次

今回は、債権者集会などによる関係者による協議等の場合の貸倒れ損失（基通９－６－１(3)）から説明を再開します。

【債権者集会など一定の関係者による協議決定等があった場合】

上記の協議決定等は、通達上、「法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるもの」とされており、これらの協議決定等で切捨てられた金額が損金算入額となります。

イ　債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
ロ　行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

上記イの「合理的な基準」については、全ての債権者に対する債権の切捨て率を同一にするような場合のほか、その債務者と債権者の関係などを踏まえた切捨て率であっても利害が相反する複数の債権者の合意の下で形成された協議決定であれば、「合理的な基準」に該当するものと考えられています。

また、ロの「第三者」は、債務者の主要取引先などが考えられ、そのあっせんにより、イと同様に合理的な基準により切捨て率が定められたものであればロの契約に該当することとなります。

なお、この取扱いによる損金算入限度額は、上記の協議決定等で切捨てられる金額となるので、説明の必要は無いでしょう。

債権者集会などで協議決定等があった場合

【債務者の債務超過の状況が継続している場合】

この取扱い（法基通９－６－１(4)）では、適用場面が「債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合」とされており、この場合において、「その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額」が損金算入額とされています。

この貸倒損失は、これまで説明した取扱い（法基通９－６－１(1)～(3)）による貸倒損失のように、計画の認可決定や協議決定の手続を踏むことなく、個別に書面による債務免除をすることで貸倒損失を計上することができます。

ただし、「その金銭債権の弁済を受けることができないこと」を明らかにすることが難しいことや、債権者にとっては仕事上の迷惑を掛けてきた債務者に対して債務免除を行うことへの抵抗感が強く、結果として適用を見送るケースも多いようです。

また、「債務者の債務超過の状態が相当期間継続」とありますが、実務上は３年～５年程度債務超過の状況が継続していることが求められるようです。

なお、書面による債務免除額は、その債権者が有する金銭債権の全額でなく、一部の金額であっても良いこととされています。したがって、「少なくともこれだけは回収できない」という金額が算定できれば適用が可能となります。

これで、基本通達９－６－１の説明は終わりますが、この通達による貸倒損失の損金算入時期は、損金算入できる事実の発生した日の属する事業年度となりますのでご注意ください。

暑中お見舞い申し上げます

（順不同）

沖縄税理士会
会　長　大濵　剛
副会長　添石　幸伸
副会長　金城満珠男
副会長　有銘寛之
専務理事　石川正剛
専務理事　上原　睦
〒901-0152
沖縄県那覇市字小禄1831－1
沖縄産業支援センター７階
TEL 098－859－6225
FAX 098－859－6223

南九州税理士会
会長　稲岡政弘
〒862-0971
熊本県熊本市中央区大江五－十七－五
電話　〇九六－三七二一－一一五一
FAX　〇九六－三六二一－七三〇五

九州北部税理士会
会長　丸山二也
〒812-0016
福岡県福岡市博多区博多駅南一－十三－二二
電話　〇九二－四七三－八七六一
FAX　〇九二－四八一－三八七八

中国税理士会
会長　田中一宏
〒730-0036
広島県広島市中区袋町四－十五
電話　〇八二－二四六－〇〇八八
FAX　〇八二－二四五－八三七七

四国税理士会
会長　浜崎友二
〒760-0017
香川県高松市番町二－七－十二
電話　〇八七－八二三－二五一五
FAX　〇八七－八二三－二〇八〇

裁決事例集 295

■編集部編

裁決のポイント

債務者である請求人には求償債権の全部又は一部の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるような特別な事情があり、債務免除により受けた利益の額は現に存しないとして原処分を全部取り消した事例。

求償債権の回収不可能な特別な事情認められ、納付告知処分は違法

L社が滞納者K（後に死亡）から債務免除を受けていたところ、その後、審査請求人がL社を吸収合併したことにより納付義務を承継したとして、原処分庁が、滞納者の死亡後に、請求人に対し第二次納税義務の納付告知処分をしたのに対して、請求人が、債務免除により受けた利益が現に存する限度の額は零円であるとして、原処分の全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、債務者（本件債務者を吸収合併した請求人）が本件債務免除により受けた利益の額は現に存しないとして、納付告知処分を全部取り消した（令和7年10月1日付、公表裁決）。

関係法令

徴収法第39条《無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務》は、滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の1年前の日以後に、滞納者がその財産につき行った政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的でする譲渡を除く）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分（無償譲渡等の処分）に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免れた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う旨規定している。

事案の概要

請求人は、土地及び建物の調査、鑑定等を目的として設立された法人で、L社は、不動産賃貸等を目的として設立された法人である。

L社は、請求人に吸収合併され、解散した。合併により、L社に課されるべき国税の納付義務は、請求人に承継された。

納税者K（亡滞納者）は、L社が解散するまでの間、継続してL社の取締役だった。L社は、原債権者であるR社及びS信用組合から合計20億6200万円を借り入れた。

T社（債権者）は、各債権を譲り受け債務者であるL社、連帯保証人である請求人及び亡滞納者などとの間で、債務の承認及び弁済に係る契約をそれぞれ締結した。L社は、債務の最終弁済期までに、債権者に対して本件債務を弁済しなかったことから、債権者はP地方裁判所に対し、土地に係る不動産担保権の実行を申し立て、土地に係る担保不動産競売手続が開始された。

L社は、本件ビルを約19億円で売却し、同日、売却代金のうち約18億円を債務の弁済に充てた。

土地は、競売により売却され、競売による売却代金のうち○○○○円が債権者に配当され、その結果、亡滞納者は、L社に対して、同額の求償債権を取得した。

亡滞納者は、「債権放棄通知書」をもって、L社に対し、求償債権の額から、その当時L社に対して負っていた借入金債務額を控除した差額を免除する旨の意思表示（債務免除）をした。

亡滞納者は国税を滞納していたところ、令和3年9月に死亡した。

原処分庁は、滞納国税を徴収するためL社が亡滞納者から受けた債務免除が徴収法第39条に規定する「債務の免除」に該当するとしてL社に課されるべき国税の納付義務を承継した請求人に対し、納付すべき限度の額を納付通知書により告知した（納付告知処分）。

請求人は、再調査決定を経た後の納付告知処分に不服があるとして、審査請求をした。

争点は、L社が、債務免除により受けた利益が現に存する限度の額はいくらか。

原処分庁の主張

債権者から金銭を借り受けた債務者の債務の連帯保証人であった本来の納税義務者（滞納者）が、自己所有土地を競売による売却手続によって売却されたことにより、滞納者が債務者に対する求償債権を取得し、その後、滞納者が債務者に対し求償債権を免除した（債務免除）という事実関係において（その後、請求人が債務者を吸収合併）、債務免除時に、債権者が滞納者に対し、求償債権を放棄するよう求めていた事情は存せず、求償債権の全部又は一部の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるような特別な事情があったとは認められないことから、請求人が債務免除により受けた利益が現に存する限度の額は求償債権の額面上の金額と同額となる。

審判所の判断

金銭債権の評価に当たっては、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情を踏まえて算定するのが相当であるところ、債務者は、債務免除当時、法的整理（再生手続、破産手続等）の開始決定や事業の休廃業等の事実はなかったものの、債務の弁済を差し置いて、債務者が保有する資産を換価するなどした上で、求償債権に対する弁済を行うことは、事実上不可能ないし著しく困難であったと認められる。そうすると、債務者には求償債権の全部又は一部の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるような特別な事情があったと認められ、その支払能力等を考慮すると、債務免除時における求償債権の価額は零円と評価するのが相当であるから、債務者（債務者を吸収合併した請求人）が債務免除により受けた利益の額は現に存しない。

注目の一冊

図解 相続税・贈与税（令和8年版）

峪 和生 編

相続税・贈与税について民法の基礎知識から実務的基礎知識までを体系的に幅広く網羅した相続税実務の必携書。

さらに、特例制度等が多岐に渡る相続税・贈与税の取扱いについて制度概要や具体的な手続までを図表・フローチャートを数多く用いて分かりやすく解説。

第1章の「民法の基礎知識」から始まり、「相続税の意義と課税原因」「相続税の計算の仕方」「相続税の申告書の書き方」「相続税の申告と納税」「農地等の相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例」「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例（法人版事業承継税制）」「個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例（個人版事業承継税制）」「医療法人の持分に係る相続税及び贈与税の納税猶予等の特例」「特定の美術品に係る相続税の納税猶予及び免除の特例」など全16章で構成。

記載例を新たに見直し、令和8年改正を織り込んで改訂。

巻末には、相続税の申告のためのチェックシートを収録。

B5判、950ページ。定価3850円（税込み）。申し込みは、（一財）大蔵財務協会販売局（℡03-3829-4141、FAX03-3829-4001）。

暑中お見舞い申し上げます

（順不同）

税理士桜友会
（国税OB税理士の会）
会長 小棹 ふみ子
〒103-0004
東京都中央区東日本橋二ー一ー六
東日本橋藤和ビル四階
電話 〇三-五八三三-一三〇〇
FAX 〇三-五八三三-一三四三
ouyu@basil.ocn.ne.jp
国税OB税理士をご希望の方は、お気軽に右記までご用命ください。

公益社団法人 渋谷法人会
会長 長島 祐司
〒150-0045
東京都渋谷区神泉町九ー一〇
電話 〇三-三四六一-〇七五八
FAX 〇三-三四六一-〇一八〇

渋谷優法会
会長 八木原 保
〒150-0045
東京都渋谷区神泉町九ー一〇
電話 〇三-三四六一-〇七五八
FAX 〇三-三四六一-〇一八〇

北の丸合同事務所
〒102－0072　東京都千代田区飯田橋2-14-2　雄邦ビル1階

税理士	苫米地邦男	税理士	秋葉　辰三
税理士	藪　茂樹	税理士	黒田　治彦
税理士	佐野　樹雄	税理士	太田　律子
税理士	高津　勝	税理士	橋本　泰彦
税理士	尾内　信之	税理士	木村　忠史
税理士	會田　耕児	税理士	中野　欣治
税理士	吉田　憲司	税理士	芦田　眞一
税理士	大関　吉則	税理士	平田　智之

悩める税理士事務所 所長・職員のための
生成AI超入門
4

■税理士 加藤 博己

今回は、インターネットでの「検索」を、ＡＩに置き換えてみるというお話です。読者のみなさんも、検索をしない日はほぼないのではないでしょうか。

これまで、ネットでの調べ物といえば「キーワード検索」が当たり前でした。例えば、「インボイスの少額特例を使える要件って何だっけ？　国税庁のサイトに書いてあったはず…」といった実務でありそうなケースを考えてみましょう。

従来であれば、検索窓に「インボイス　少額特例　国税庁」といったキーワードを入力します。すると、画面に関連するウェブサイトがずらりと表示されます。その中から、どれが国税庁の公式発表か、どれが信頼性の高い情報かを、自分で一つずつクリックして選ばなければなりません。情報が多すぎて、本当に必要なページにたどり着くまでに時間がかかってしまうのが悩ましい点でした。

ＡＩで「検索」が「対話」に変わる
キーワード不要の調べ物術

これが、生成ＡＩを使うことで、「検索」ではなく「対話」へとスタイルが変わります。まるで事務所の職員に話しかけるように、ＡＩに「インボイスの少額特例を適用できる要件をまとめて」と普段の言葉で依頼するだけでいいのです。すると、ＡＩが情報を読み込み、必要な要点だけをスッキリと整理してくれます。

実は私自身、少し前までは検索に特化した「Perplexity」という生成ＡＩサービスを愛用していました。なぜなら、ＡＩが答えた内容の横に根拠となったウェブサイトのリンクが表示され、すぐに参照できたからです。税理士の仕事柄、いくら便利なＡＩの回答でも、根拠となる情報を確認できないと怖くて使えません。

しかし、最近ではGoogle検索のＡＩモード（Google検索窓の近くにある「ＡＩモード」ボタンを押すと使えます）でも、この根拠サイトの確認ができるようになりました。ＡＩが分かりやすくまとめた回答を見ながら、「この部分はどの情報が元になっているのだろうか」という疑問も、すぐに解消できます。

もちろん顧客名や具体的な数値など、機密性の高い情報の入力は避けるべきです。とはいえ、キーワードをひねり出す必要はなく、対話をするだけで、必要な情報に一瞬でたどり着ける。そんな優秀なアシスタントを、まずは身近な調べ物から試してみませんか？

税務調査と真実
16

■井東 圭

■先生と呼ばれた男(16)

「君たちは、横井庄一さんや小野田寛郎さんを知っているかい」

杉江は、慰労会の出席者に問うた。

頷いてみせたのは、やはり同世代の川上と正木だけだった。

「横井さんは、終戦後も72年までグアム島の密林にひとり潜伏していた方さ」

「ずっと終戦を知らなかったということですか」岸が驚きの声を上げた。

「そうさ。小野田さんも然り。74年までフィリピンのルバング島のジャングルで武装していたんだ。

私はまだ7歳だったが、横井さんが帰国した時のことは鮮明に覚えている。

その様子はテレビで全国放送された。飛行機のタラップから降りると、〝恥ずかしながら、帰ってまいりました〟とおっしゃったんだ。

一部始終を無言でじっと見ていた祖父の頬に、涙が伝っていたことを、傍らにいた私は今も忘れられない。

私は、いわゆるおじいさん子だった。

祖父は私を坊と呼び、私は祖父を爺と呼んでいた。爺は10名ほどの職人をつかい、井戸を掘る会社を経営していた。

爺は屈強な体格をしていたが、左足が不自由で、片足を引きずり歩いていた。それもあり、日頃は大型スクーターに乗って移動していた。ヘルメットが必要のない時代、風に吹かれ喜ぶ私を乗せ、あちこち連れて行ってくれた。

月に1度、第3日曜日に、京都の伏見稲荷神社に一緒に行くのも楽しみだった。ただ正直に言えば、参拝よりも、その後、京都タワーの裏手にあった喫茶店『あすなろ』で、岐阜では飲んだことのないミルクセーキを飲み、ホットドッグを食べるのが楽しみだった。

伏見稲荷に行くと、いつものように大鳥居の脇に傷痍軍人さんたちが大勢いた。子供の私は反射的に、爺と繋いでいた手に力が入った。

「坊、どうした?」

「こわいんや」

「何がや?」

私は顎で、傷痍軍人さんたちが居る方を指した。

「あの人たちがか?」

私は頷いて見せた。

大鳥居を越え、朱色の鳥居がいくつも連なり始めると、爺は足を止めた。

「坊、爺があそこに座わっとたとしたら、こわいか?」

「こわない。だって爺やで」

爺は少し笑うと、「そうやな」と言い、「でもな、爺もあの人らのように、足がのうなっとったかも知れんのやぞ」

私がキョトンとした顔をしたからか、「そんな顔せんでもええわ。でも、本当や。爺のここに鉄砲の弾が当たってな」爺は左足の膝を手で触れると、「もう少しズレとったら、足切らなあかんかった。やで、同じってことや」

「同じって?」

「足があっても、のうても、同じってことやわ。それにな、あの人らだって、そうなりとうて、なったんやない。爺だってこうなりとうてなったんやない。みんなお国のために戦って、そうなったにすぎんのやわ。わかるか、坊?

やでな、こわいと思ったらあかん。人はな、そう思ったら、かならず態度に出るでな。見た目がどうであっても、そんなことで、人を区別したらあかんのや。そう思わんか?」

私は頷いてみせた。

それから私は黙々と歩き、爺は口笛を吹くようにフーフーと息を吐いて、いつものように稲荷山を登った。

足の悪い爺と子供の私のゴールは、いつも四ツ辻。普通なら、大鳥居から40分もあれば十分だが、ふたりには1時間は優にかかった。

四ツ辻に着く頃は昼時。いつものように素うどんを食べると、下山した。

あとは、子供の私が楽しみにしている『あすなろ』だ。

店に入ると、いつも爺は2階の一番奥の窓際に座る。

子供の私は内心、1階にすれば、爺も苦労して階段を上らずに済むのにと思ったものだ。そして、爺の隣の席に並んで子供の私も座る。

ミルクセーキとホットドッグを頼み、ウエートレスが運んできた頃、いつものおばさんが現れた。

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた３×３の９マスには１～９の数字がそれぞれ１つずつ入ります。タテやヨコの９マスの列にも１～９の数字がそれぞれ１つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、**令和６事務年度における相続税の実地調査の件数**になります。

答え＝ A , B C D 件

ナンプレの予想難易度：6

	C	7				9		
5		8			9	1		6
				7	6			8
		5	2	9	3			1
	D	9				4		B
1			4	8	5	3		
2			6	1				
7		1	8			2	A	3
		4				6		

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

＜締め切り＞８月２日（日）

前回の答え 1,946 万円

豊かな経験、確かな技術。
DAIICHI
大一電気工業株式会社
取締役社長　長瀬　裕亮
本社／〒760-0067
高松市松福町２丁目4-6
TEL087-851-1178（代）
FAX087-851-3621
支店／愛媛　営業所／徳島・北島
建設所／綾川

夢中で未来を変えにいく。
上坂会計グループ
税務の申告と相談は
税理士法人 上坂会計
公認会計士 税理士 上坂　朋宏　　税理士 片川　長州
税理士 行政書士 倉田　一寿
今立事務所　〒915-0256 福井県越前市赤坂町４号１番地
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176
福井事務所　〒918-8025 福井県福井市江守中２丁目1312
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245
小浜事務所　〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

9月7日東京・10月28日名古屋・11月9日大阪開催セミナー

相続税・贈与税

財産評価を巡る諸事例を検証する!!

講師・税理士／笹岡宏保氏

財産評価は時価（客観的な交換価値）で行うとされていますが、実際には容易なものではありません。例えば、次の事例はどのように対応されますか。

【事例】 継続的に賃貸されていたアパートの一部に課税時期の前後に空室が認められた場合に、単に空室期間（例として、１か月基準）のみに着目して、貸家及び貸家建付地評価に係る賃貸割合を算出することの可否

その他、今回の研修では、土地の評価単位や側方路線影響加算の必要性の有無、最新の事案の一つと考えられる評価通達６項の運用事例についても検証してみることにします。

東京 【日時】
2026年９月７日（月）９：30～16：30
※受付開始９：00、研修時間：６時間
【会場】
日本教育会館 中会議室（東京都千代田区一ツ橋２－６－２）
東京メトロ・都営地下鉄「神保町」駅／Ａ１出口／徒歩約３分
東京メトロ「竹橋」駅／北の丸公園側出口／徒歩約５分
東京メトロ「九段下」駅／６番出口／徒歩約７分

名古屋 【日時】
2026年10月28日（水）10：00～17：00
※受付開始９：30、研修時間：６時間
【会場】
ＩＭＹビル（名古屋市東区葵３－７－14）
地下鉄東山線「千種」駅／１番出口／徒歩約１分
地下鉄桜通線「車道」駅／３番出口／徒歩約１分

大阪 【日時】
2026年11月９日（月）10：00～17：00
※受付開始９：30、研修時間：６時間
【会場】
國民会館 12階（大阪市中央区大手前２－１－２）
地下鉄「天満橋」駅／３番出口（大阪城方面出口）／徒歩約３分
京阪電車「天満橋」駅／東出口／徒歩約６分

講師 税理士・笹岡宏保（ささおか・ひろやす）氏
昭和37年兵庫県神戸市出身。平成３年笹岡会計事務所設立。現在、多くのクライアントの税務申告代理を行っている一方、各税理士会の「統一研修会」等の資産税の講師として活躍している。

受講料 １名につき20,000円（税込・レジュメ代を含む）
※「税のしるべ」購読者の方は、割引価格16,000円（税込）となります。

テキスト レジュメ。当日会場で配布いたします。

申込方法 大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。

相模原署

JAXAが小学校で出前授業

税金と宇宙開発の関係など学ぶ

相模原税務署（武山晶則署長）は6月19日、宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）と連携し、相模原市立桜台小学校６年生の児童68人を対象に、税金と宇宙開発に関する出前授業を実施した。

前半、同署が、税金の役割や身の回りのどんなところに税金が使われているかについて、クイズなどを交えながら授業を実施。この授業で、消防や警察など身近なところに使われている税金が、実は宇宙開発にもたくさん使われていることに触れた上で、国際水星探査計画「ベピ・コロンボ（Ｂｅｐｉ Ｃｏｌｏｍｂｏ）」に携わるＪＡＸＡの村上豪博士による講義へ引き継いだ。

村上博士は、地球と水星の構造の違いを「梅干しおむすび」と「あんこいっぱいの大福」で表現するなど、小学生には難しい宇宙の話も、身近なものに例えて分かりやすく話した＝写真。

児童たちは、はじめて見る探査機の写真やロケット打ち上げの映像などに大きな関心を示すとともに、８年前に地球を飛び立った探査機が、今年11月に水星へ到達するとの説明にも、終始興味深そうに耳を傾けていた。

授業を終え、児童は「税金が、宇宙開発にも関わっていることを知って、すごいなと思った。税金がどのように使われているのか、もっと調べてみたい」「宇宙を調べることや地球のはじまりを知ることはとても大切だと思うので、そういうところに使われている税金も必要だと感想を話していた。

青色21ネットが研究集会

森信氏らの特別講演も開催

一般社団法人青色21ネットワーク研究会（梅原祐治会長）は６月26日、奈良市東大寺金鐘ホールで第43回研究集会を開催した。

当日は、来賓として名古屋国税局課税一部の竹内啓部長、東山路子個人課税課記帳指導専門官、一般社団法人全国青色申告会総連合の伊藤升吾会長が出席した。

研究集会では、一般社団法人えどがわ青色申告会の益子縁事務局長と一般社団法人福岡中央青色申告会の長野司事務局長による「税制改正（青色申告特別控除・３割特例等）と変化する会員指導について」のほかに、公益社団法人杉並青色申告会の井関昭則専務理事による「公益法人制度改革と青色申告会の経営・運営上の注意点について」の研修を行った。

引き続き、特別講演として、財務省主税局の藤山智博総務課長が「税制の現状と課題」をテーマに、また、公益財団法人東京財団の森信茂樹シニア政策オフィサーが「給付付き税額控除の意義と課題」をテーマに講演した＝写真。

研究集会終了後は、情報交換会を行い、会員相互の親睦を深めた。

研究集会2日目は、奈良市内の半日研修を行った。

ギラヴァンツ北九州 クリアファイル作成

租税教室で配布

サッカーJ3・ギラヴァンツ北九州はこのほど、租税教育用オリジナルクリアファイルを5500枚作成した。

同クラブは、社会貢献活動の一環として、チーム発足当初からこうした教育支援の取り組みを継続。学校訪問やスポーツ教室などを通じて、子どもたちの健全育成や地域交流の促進にも力を入れている。

クリアファイルは、税に対する関心を高めてもらおうと作成。北九州市租税教育推進協議会を通じて、租税教室を受講する北九州市内の児童に配布される＝写真。

暑中お見舞い申し上げます

（順不同）

松岡大江税理士法人
税理士 夫 史実夫夫司人
税理士 章 俊和章文眞勇 剛
税理士 和 大長山望笹倉西霜 生
税理士 松 岡江谷下月原本尾田 好
〒101-0047
千代田区内神田2-3-3
千代田トレードセンタービル2階
TEL 03-5244-4322
横浜事務所
〒231-0028 横浜市中区翁町1-6-7
関内伊藤ビル6階-B
TEL 045-264-4688

成松洋一税理士事務所
税理士 成松洋一
〒101-0061
東京都千代田区神田三崎町三－一－一八 天野ビル五階
電話 〇三－五二一五－五五五六
FAX 〇三－五二一五－五五五七

中村慈美税理士事務所
税理士 中村慈美
税理士 樋口翔
税理士 中遠澄奈
税理士 村藤和美太
〒100-0006
東京都千代田区有楽町二－十〇－一 東京交通会館九〇三号室
電話 〇三－六二六八－〇四六二
FAX 〇三－六二六八－〇四六三

緑川光税理士事務所
税理士 緑川光
税理士 増井裕久
〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町二－十七－五 第三高野ビル二階二A
電話 〇三－六二〇六－二三七五
FAX 〇三－六二〇六－二三七六

竹田修税理士事務所
税理士 竹田修
〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町一－十九－六 中島・牧野ビル三〇一号
電話 〇三－六六六一－〇一八三
FAX 〇三－六六六一－〇一八三